



第2次 いわみざわ男女共同参画実践プラン

第2次

いわみざわ男女共同参画実践プラン

岩見沢市

第2次 いわみざわ 男女共同参画実践プラン

岩見沢市

第1章 実践プランの基本的な考え方	1
1. プランの経過及び趣旨	2
2. プランの基本理念	3
3. プランの概要	4
第2章 実践プランの基本的方向と具体的施策	5
1. プランの体系図	6
2. 基本課題と施策の方向	8
基本目標I 男女の人権の尊重	8
基本課題1 人権の尊重と男女共同参画の視点に立った教育・学習の推進	8
基本課題2 生涯を通じた心と身体の健康づくり	12
基本課題3 女性に対するあらゆる暴力の根絶	19
基本課題4 メディアにおける男女共同参画の推進	26
基本目標II 社会における制度慣行についての配慮	29
基本課題1 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し、意識の改革	32
基本目標III 政策等の立案及び決定への共同参画	32
基本課題1 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大	32
基本課題2 雇用等の分野における男女の均等な機会と待遇の確保	36
基本課題3 活力ある農村の実現に向けた男女共同参画の確立	41
基本課題4 男女共同参画の視点に立った防災・災害復興体制の確立	46
基本目標IV 家庭生活における活動と他の活動の両立	49
基本課題1 男女の仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現	49
基本課題2 高齢者や障がい者が生きがいをもって安心して暮らせる環境の整備	56
基本目標V 國際的協調	60
基本課題1 國際理解・國際交流・國際協力の推進	60
第3章 実践プランの推進体制	63
1 プランの推進	64

参考資料

I 男女共同参画社会基本法	66
II 男女共同参画行政関係年表（世界・国・道・岩見沢市）	70



第 1 章

実践プランの基本的な考え方

1. プランの経過及び趣旨

岩見沢市は、平成14年に策定した「岩見沢市男女共同参画計画」（平成14年度～23年度）の5つの基本目標を基に、男女共同参画社会の実現に向けた具体的な取組みの方向を示す実践的な計画と、市民と行政とのパートナーシップによる推進体制を確立するため「いわみざわ男女共同参画プラン推進市民会議」（以下「市民会議」という。）を立ち上げ、計画期間の中間年である平成19年3月、市民と行政との協働により「岩見沢市男女共同参画計画」の名称の変更とともに、男女共同参画を着実に推進するための具体的な施策を明らかにした「いわみざわ男女共同参画実践プラン」（以下「プラン」という。）を策定し、施策を総合的に推進してきました。

これまで、市民会議との協働で取り組んできた各種事業の推進により、男女共同参画社会の実現に向けた市民の意識は変わってきていますが、性別による固定的な役割分担意識やそれに基づく社会制度や慣行は依然として残っており、ワーク・ライフ・バランスの推進やDV対策の強化、男性にとっての男女共同参画の推進など、新たな課題に向けた取組みが求められています。

また、少子高齢化の進展と人口減少社会の到来、家族や地域社会の変化、経済の長期低迷と閉塞感の高まりなど、社会情勢の変化や経済社会のグローバル化などに伴う課題を解決するためにも男女共同参画社会の実現が必要不可欠と言えます。

このような状況を踏まえ、岩見沢市においては、国の第3次基本計画を基に引き続き推進すべき施策や新たな課題への対応など、男女がともにいきいきと輝きながら暮らせる、男女共同参画社会を実現するため、プランの計画期間終了にあたり施策の見直しを行い、「第2次いわみざわ男女共同参画実践プラン」を策定しました。

2. プランの基本理念

このプランは、次に掲げる3つの事項を基本理念としています。

男女の人権の尊重

あらゆる分野への参加・参画の推進

自立と共生の促進

この3つの基本理念により、男女が対等なパートナーとして、それぞれの個性と能力を発揮し、お互いを認め合い、誰もが等しく責任を分かち合うことができる、人にやさしい温かい街づくりを進めます。

男女共同参画社会とは

- 社会のあらゆる分野に男女が平等に
関われる社会
- 性によって役割を固定せず、男女が
ともに参画することにより、責任と
喜びを分かちえる社会
- 女性も男性も多様な選択肢の中で、
自分らしく、豊かで充実した人生を
実現できる社会

これらを目指すことにより、女性も男性も、家庭、地域、職場、学校などあらゆる場において、いきいきと輝きバランスのとれた社会が実現されます。

3. プランの概要

プランの性格

- このプランは、岩見沢市が男女共同参画の推進に関する施策や事業を総合的・体系的に実施するための行動計画です。施策の推進にあたっては、市の総合計画をはじめとする他の計画との整合性を図りました。
- このプランは、「いわみざわ男女共同参画プラン推進市民会議」（以下市民会議という）の提言をはじめ、市民から寄せられた意見を反映し、市民と行政の協働により策定した「いわみざわ男女共同参画実践プラン」（平成19年3月策定）の成果及び市民会議の活動実績、国第3次男女共同参画基本計画の基本的な方針を基に見直しを行いました。
- このプランは、市が実施する施策を示すとともに、市民と行政とのパートナーシップによる推進を目指し、市民一人ひとりの理解と協力を得るため「市民の皆さんも実践しましょう」の欄を設け、市民（市民・地域・企業）の取組みを記載しました。
- このプランは、岩見沢市役所における男女共同参画の実現に向けた取組みについても記載しました。

プランの基本目標

ここに示した5つの基本目標は、各分野の施策を総合的に推進し、男女共同参画社会の実現を目指すものです。

基本目標1

男女の人権の尊重

基本目標2

社会における制度又は慣行についての配慮

基本目標3

政策等の立案及び決定への共同参画

基本目標4

家庭生活における活動と他の活動の両立

基本目標5

国際的協調

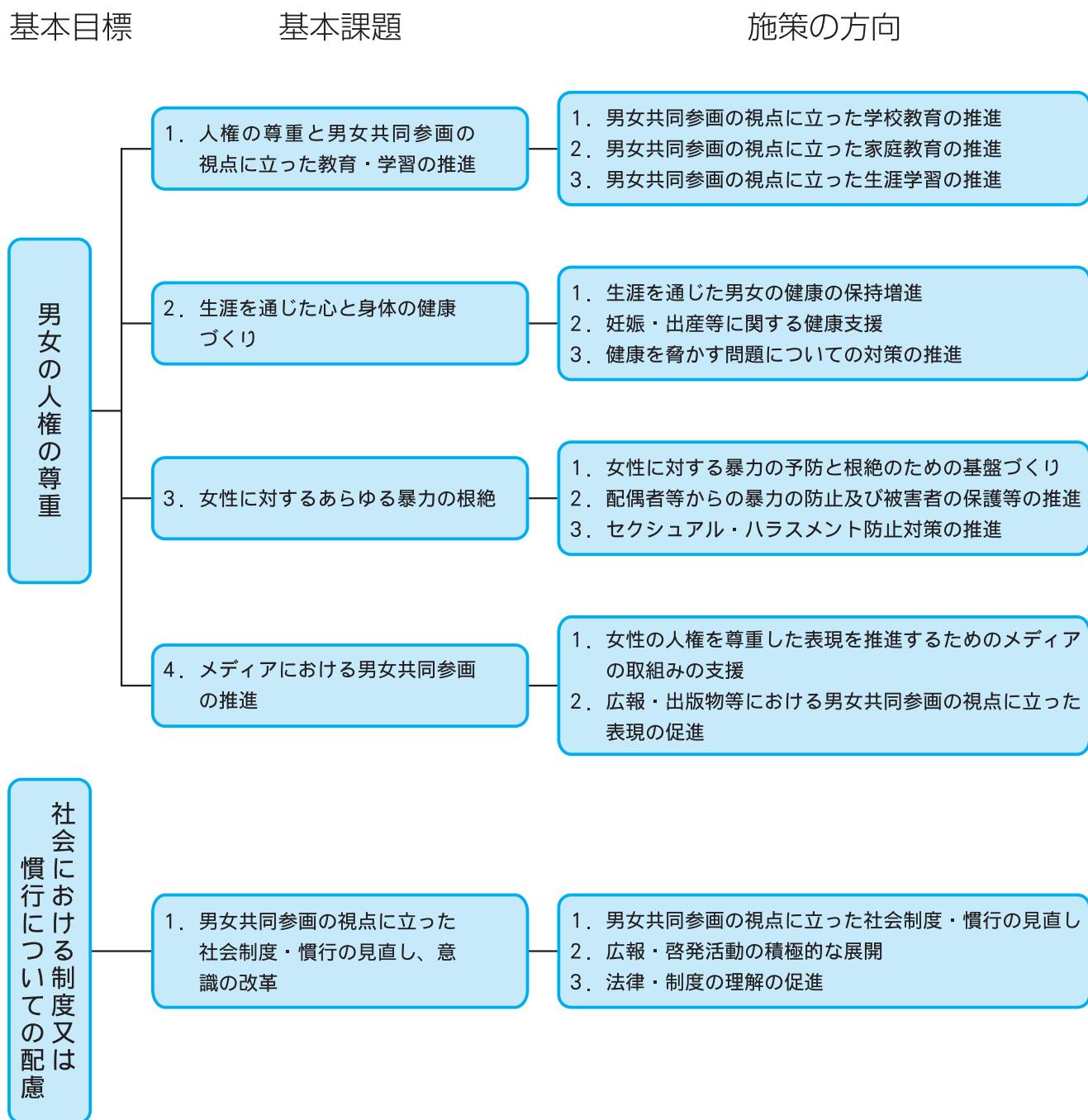
プランの期間

プランの期間は、平成24年度から平成33年度までの10年間とします。
なお、国・道の動向や社会情勢の変化、プランの進捗状況等により見直しが必要なときは、その状況に応じて見直しを行います。



実践プランの基本的方向と具体的施策

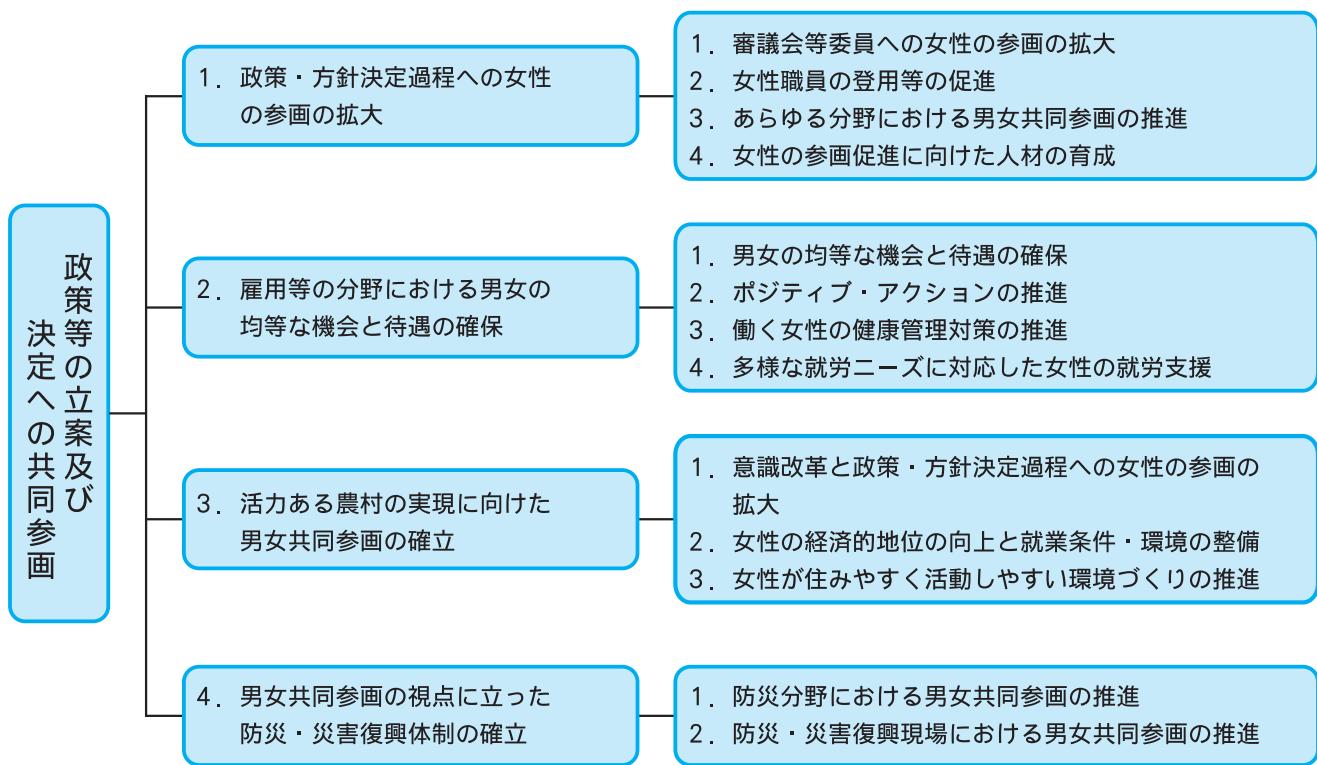
1. プランの体系図



基本目標

基本課題

施策の方向



家庭生活における他の活動との両立



国際的協調



2. 基本課題と施策の方向

基本目標Ⅰ

男女の人権の尊重

《基本課題1》

人権の尊重と男女共同参画の視点に立った教育・学習の推進

施 策
の
方 向

1 男女共同参画の視点に立った学校教育の推進

2 男女共同参画の視点に立った家庭教育の推進

3 男女共同参画の視点に立った生涯学習の推進

男女共同参画社会を実現するためには、市民一人ひとりが男女共同参画についての正しい意識や自立の意識を持つことが不可欠であり、男女がともに自立して個性や能力を発揮するために、学校、家庭、地域、職場における教育・学習の果たす役割は極めて重要です。

性別に基づく固定的な役割分担意識を解消し、人権の尊重を基盤にした男女平等観の形成を図るとともに、男女共同参画についての理解を促進するため、学校、家庭、地域、職場など社会のあらゆる分野において、相互の連携を図りながら、男女平等を推進する教育・学習の充実に努めます。

また、男女が主体的に多様な選択をおこなうことができるよう、人生を通じたそれぞれの段階におけるライフスタイルに応じたきめ細やかな支援を行うとともに、女性の能力や活力を引き出すため、生涯にわたり多様な学習機会を提供し、女性のエンパワーメント*を促進します。



*エンパワーメント

「力をつける」という意味です。女性が自らの意識と能力を高め、政治的、経済的、社会的、文化的なあらゆる場面で自己決定力を身につけ、もてる能力を発揮できるよう「力」をつけることをいいます。

施策の方向 1 男女共同参画の視点に立った学校教育の推進

男女平等や思いやりと自立の意識を育むことができるよう、性別にとらわれることなく一人ひとりの個性と能力を尊重した教育を進めます。

施策番号	具体的施策	施 策 の 内 容				主な担当課
1	学校教育全体を通じた指導の充実	① 幼稚園、小中学校、高等学校において、各教科・道徳・特別活動等、教育活動全体を通じ、幼児・児童・生徒の発達段階に応じた人権の尊重、男女の平等や男女が相互に協力し、家族の一員としての役割を果たし、家庭を築くことの重要性などについて指導の充実を図ります。	② 幼稚園、小中学校、高等学校において、男女が共にそれぞれの生き方、能力、適性を考え、固定的な性別役割分担にとらわれない意識を育てる指導の充実を図ります。	③ 主体的に進路を選択する能力・態度を身につけるよう、男女共同参画の視点を踏まえた進路指導、就職指導に努めます。	④ 子どもが暴力の被害者になることを防ぎ、また、子どもが暴力の加害者になることを防ぐため、暴力は人権侵害であり絶対に許されるものではないことについて、子どもの頃からの教育・啓発を推進します。	指導室

施策の方向 2 男女共同参画の視点に立った家庭教育の推進

男女が生涯を通じて個人の尊厳と男女平等の意識を高めるとともに、家庭生活の大切さを認識することができる学習機会の提供に努めます。

施策番号	具体的施策	施 策 の 内 容	主な担当課
2	男女共同参画の視点に立った家庭教育の推進	① 各種講座等の開設を通じて、男女共同参画の意識を高め、性別に基づく固定的な役割分担にとらわれない意識が醸成されるよう、学習機会の提供に努めます。 ・出前講座等の開催	生涯学習振興課 企画室
		② 子育て中の親やこれから親となる市民を対象に、家庭教育学級、家庭教育セミナー等、子育てに関する体験学習を含めた学習機会を提供します。 ・あそびの広場、ベビーマッサージ講習会の実施 ・0歳児教育学級、思春期学級の実施 ・地域家庭教育事業の充実	生涯学習振興課 子ども課
		③ 性別に基づく固定的な役割分担意識にとらわれず、男女がともに家事、育児、介護にかかわる重要性について、男女共同参画の視点に立った意識啓発に努めます。 ・広報・啓発活動の強化 ・啓発用資料の作成	企画室

市民の皆さんも実践しましょう

市民・地域・企業の取組

- 「男らしさ」「女らしさ」にとらわれず「自分らしさ」を大切にした子育てや家庭教育をしましょう。

施策の方向 3 男女共同参画の視点に立った生涯学習の推進

男女が共にそれぞれの個性と能力を発揮し、社会のあらゆる分野に参画していくため、生涯にわたる学習機会の提供と社会参画の促進に努めます。

施策番号	具体的施策	施 策 の 内 容	主な担当課
3	男女共同参画の視点に立った学習機会の提供	① 男女が生涯を通じて個人の尊厳、男女平等の意識を高めるよう、学習機会の提供に努めます。 ・いわみざわ市民大学、ことぶき学園、長寿大学、寿大学の充実 ・男女共同参画に関する講演会や講座の開催	生涯学習振興課企画室
		② 女性が自らの意思によって、社会のあらゆる分野における様々な活動に参画する力をつけるため、生涯にわたる学習機会の充実に努めます。 ・いわみざわ市民大学、ことぶき学園、長寿大学、寿大学の充実 ・女性のエンパワーメントのための学習機会の提供	
		③ 男女共同参画社会に関する正確な理解の促進に努めます。 ・男女共同参画に関する講演会や講座の開催 ・啓発用資料の作成 ・男女共同参画情報誌の編集	企画室
		④ 女性団体・グループ等の学習活動の支援、リーダー養成に努め、女性の社会参画の促進を図ります。 ・男女共同参画に関する講演会や講座の開催 ・市民活動団体などが取り組む男女共同参画に関する学習活動への支援	生涯学習振興課企画室
		⑤ 男女共同参画に関連した研修や各種啓発事業などを通じて市職員の意識啓発に努めます。 ・職員研修等の実施	職員課企画室

市民の皆さんも実践しましょう 市民・地域・企業の取組

- 各種講座や講演会などに積極的に参加しましょう。
- 男女共同参画について理解を深めましょう。

《基本課題 2》

生涯を通じた心と身体の健康づくり

施 策
の
方 向

1 生涯を通じた男女の健康の保持増進

2 妊娠・出産等に関する健康支援

3 健康を脅かす問題についての対策の推進

女性も男性も、お互いの身体的な特質を十分に理解し合い、人権を尊重しつつ相手に対する思いやりをもって生きていくことは、男女共同参画社会の形成に当たっての前提と言えます。心身及びその健康について正確な知識や情報を入手することは、主体的に行動し、健康を享受できるようにしていくために必要です。

特に、女性は妊娠や出産をする可能性もあり、生涯を通じて男性とは異なる健康上の問題に直面することに、男女とも留意する必要があります。このため、「リプロダクティブ・ヘルス／ライツ*」（性と生殖に関する健康と権利）の視点から、子どもを産む・産まないにかかわらず、また年齢にかかわらず、全ての女性の生涯を通じた健康のための施策を推進するとともに、男女の性差に応じた総合的な健康づくりへの支援に努めます。

また、薬物乱用、喫煙、飲酒による健康被害に関する情報提供を行うとともに、未成年者については、学校や地域など社会全体での取組みを推進します。



*リプロダクティブ・ヘルス／ライツ

1994 年にカイロで開催された国際人口・開発会議において提唱された概念で、今日、女性の人権の重要な一つとして認識されるに至っています。リプロダクティブ・ヘルス／ライツの中心課題には、いつ何人子どもを産むか産まないかを選ぶ自由、安全で満足のいく性生活、安全な妊娠・出産、子どもが健康に生まれ育つことなどが含まれており、また、思春期や更年期における健康上の問題等生涯を通じての性と生殖に関する課題が幅広く議論されています。

施策の方向 1 生涯を通じた男女の健康の保持増進

男女がそれぞれの健康状態に応じて適切に自己管理を行うことができるよう、健康教育や相談体制の充実に努めます。特に女性については、ライフステージに応じた適切な健康づくりを支援します。

施策番号	具体的施策	施 策 の 内 容	主な担当課
4 生涯を通じた男女の健康づくり支援		① 思春期・妊娠期・出産期・更年期・高齢期等、女性の生涯を通じた健康保持に関する事業を推進とともに、心の悩みを含めた健康をめぐる様々な問題について、安心して相談できる体制づくりを推進します。 ・保健センターにおける窓口相談、電話相談、家庭訪問の実施	健康推進課
		② 生涯を通じ、自己の健康を適切に管理・改善するための学習を、幼稚園・小中学校・高等学校において、幼児・児童・生徒がそれぞれの発達段階に即した健康の大切さを認識できるよう、健康教育の充実に努めます。	指導室
		③ 女性は、妊娠や出産など、ライフサイクルを通じて男性とは異なる健康上の問題に直面しますが、その重要性について、広く社会全体の認識が高まり、積極的な取組みが行われるよう夫婦参加型教室の開催などにより意識の醸成を図ります。 ・母親学級、ペア学級（男性による妊婦体験）の開催	健康推進課
		④ 男性が生涯を通じて健康で充実した生活を送るため、自らの生活習慣を見直し、自発的な健康管理や健康づくりに取り組むことができるよう正確な知識や情報の提供に努めます。 ・ライフスタイルにあった健康習慣の推進	
		⑤ 精神面において孤立しやすい男性が、家庭・地域・職場において心豊かに生活するため、ストレスの軽減や自殺予防、心の病気に対処できるよう、心身の健康維持についての情報提供に努めます。 ・自殺予防パンフレットの配布	

施策番号	具体的施策	施 策 の 内 容		主な担当課
5	成年期、高齢期等における女性の健康づくり支援	①	<p>女性が、生涯にわたり健康に過ごせるよう、更年期障害の軽減、成年期、高齢期の肥満の予防等を重点とした健康診査、健康指導を行うとともに、健康的な食生活習慣の確立や適切な運動習慣の普及等を推進するほか、高齢期の健康づくりのための保健事業の推進を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活習慣病予防教室及び介護予防教室の開催 	健康推進課

市民の皆さんも実践しましょう

市民・地域・企業の取組

- 相談窓口を積極的に利用しましょう。
- 男女がそれぞれの心身の特性を十分に理解し合い、性と生殖に関する健康と権利について理解を深めましょう。
- 健康診査はすすんで受けましょう。
- 適切な食生活と、適度な運動により健康管理に努めましょう。

施策の方向 2 妊娠・出産等に関する健康支援

妊娠、出産は女性の健康にとって大きな節目であり、安心して子どもを産むことができるよう健康支援に努めます。また、不妊に悩む男女が安心して相談できるよう、国の取組みなどの情報提供に努めます。

施策番号	具体的施策	施 策 の 内 容		主な担当課
6	妊娠・出産期における女性の健康支援	①	日常生活において、妊娠から出産まで一貫して健康診査、保健指導・相談等の医療サービスの提供等が受けられるよう施策の推進に努めます。 <ul style="list-style-type: none"> ・来所、電話などによる妊婦相談や家庭訪問の実施 ・妊婦一般健康診査、超音波検査時の受診券発行による健康管理の充実 	健康推進課
		②	妊娠・出産や人工妊娠中絶等の悩みを抱える女性に対する相談・支援の充実を図ります。 <ul style="list-style-type: none"> ・来所、電話などによる妊婦相談や家庭訪問の充実 ・妊婦一般健康診査・超音波検査時の受診券発行による健康管理の充実 	
		③	不妊で悩む男女が安心して相談できるよう配慮するとともに、不妊治療に関する情報提供を行います。 <ul style="list-style-type: none"> ・来所、電話などによる相談、家庭訪問の充実 	

施策番号	具体的施策	施 策 の 内 容		主な担当課
7	学校における適切な性に関する指導の実施	①	学校においては児童生徒が発達段階に応じて、心身の発育・発達と健康、性感染症の予防などに関する正しい知識を身に付け、生命の尊重や相手を思いやる望ましい人間関係を構築するなど、適切な行動を取ることができますよう学校教育活動全体を通じて指導に努めます。	指導室

市民の皆さんも実践しましょう

市民・地域・企業の取組

- 妊娠・出産など心配事があるときは、ひとりで悩まずに相談しましょう。
- 発達段階に応じた適切な性教育が実施されているか、関心を持って見守りましょう。

施策の方向 3

健康を脅かす問題についての対策の推進

HIV／エイズや性感染症について、正しい理解に基づいた行動が取れるよう啓発に努めます。また、薬物乱用、喫煙、過度の飲酒による健康被害に関する情報の提供等に努めます。

施策番号	具体的施策	施 策 の 内 容		主な担当課
8	HIV／エイズや性感染症対策の推進	①	HIV／エイズやクラミジアなど、性行為あるいはその類似行為によって感染する疾患の予防に関する積極的な啓発活動を行います。	健康推進課
		②	学校においては、児童生徒が発達段階に応じた正しい知識を身につけ、適切な行動が取れるようにするため、HIV／エイズについての教育を推進するとともに、性感染症についても、その予防法を含めた教育の推進を図ります。	指導室

施策番号	具体的施策	施 策 の 内 容	主な担当課
9	薬物乱用、喫煙、飲酒対策の推進	① 児童生徒が生涯を通じて薬物を乱用しないよう、薬物乱用が健康に与える影響について、児童生徒の発達段階に応じた指導に努めます。そのため、小学校・中学校・高等学校において、薬物乱用防止教育の充実を図ります。 ・警察・保健所・薬剤師会等関係機関と連携した薬物乱用防止教室の開催	指導室
		② 未成年者の喫煙、飲酒については、青少年センターを中心に家庭、学校、地域が連携し未然防止に努めます。 ・青少年非行防止活動の強化	子ども課
		③ 女性の喫煙、飲酒にともなう健康被害など胎児や生殖機能に及ぼす影響について十分な情報の提供に努めます。 ・母子健康手帳交付時における啓発指導 ・乳幼児健康診査時における啓発指導	健康推進課
		④ 職場や公共の場所における受動喫煙防止対策として喫煙場所を隔室化するなど普及促進に努めます。	職員課

市民の皆さんも実践しましょう

市民・地域・企業の取組

- HIV／エイズ・性感染症についての偏見をなくし、正しい知識をもちましょう。
- 未成年者の喫煙・飲酒は、家庭・学校・地域が連携し、未然防止に努めましょう。
- 普段から家庭でも喫煙・飲酒による健康への影響について話し合いましょう。

《基本課題3》

施 策
の
方 向

基本目標I

- 女性に対するあらゆる暴力の根絶**
- 1 女性に対する暴力の予防と根絶のための基盤づくり**
 - 2 配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等の推進**
 - 3 セクシュアル・ハラスメント防止対策の推進**

暴力は、加害者・被害者の間柄を問わず、決して許されるものではありません。特に、女性に対する配偶者等からの暴力（ドメスティック・バイオレンス=DV*）や、職場など様々な場におけるセクシュアル・ハラスメント*、性犯罪、ストーカー行為などは、いずれも女性に恐怖と不安を与え、身体的、精神的に大きな苦しみをもたらす重大な人権侵害であり、男女共同参画社会を形成していく上で克服すべき重要な課題です。

女性に対する暴力は、個人的な問題として受け取られがちですが、多くの人々にかかわる社会的問題であり、男女の固定的な役割分担、経済力の格差、上下関係など男女が置かれている状況等に根ざした構造的な問題として把握し、対処することが必要です。

被害を受けた女性の立場に配慮した相談体制を整備するとともに、潜在化しがちな女性に対する暴力を根絶するため、市民への意識啓発に努め、暴力の形態に応じた取組みを総合的に推進します。



* ドメスティック・バイオレンス (DV)

配偶者や恋人等の親しい関係にある人からふるわれる暴力のことです。DVには、殴る、蹴るという「身体的暴力」だけでなく、言葉による「精神的暴力」、生活費を渡さないといった「経済的暴力」、親・兄弟姉妹・友人との付き合いや行動を制限する「社会的暴力」、避妊に協力しないなどの「性的暴力」も含まれます。

親子間や高齢者と介護家族の間に生じる「家庭内暴力」とは区別されています。

* セクシュアル・ハラスメント

相手の意に反した性的な性質の言動、身体への不必要的接触、性的関係の強要、性的なうわさの流布、人々の目に触れる場所へのわいせつな写真の掲示など様々なものが含まれます。特に職場においては、「相手の意に反した性的な性質の言動を行い、それに対する対応によって、仕事を行う上で一定の不利益を与えること」を考えられています。

施策の方向 1 女性に対する暴力の予防と根絶のための基盤づくり

女性に対する暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、決して許されないものであるとの認識を広く市民に周知し、暴力を容認しない社会の実現をめざした啓発活動の推進に努めます。また、被害者が相談しやすい体制をつくりを通じて、被害の潜在化を防止するとともに、市民との連携協力により効果的な被害者支援を進めます。

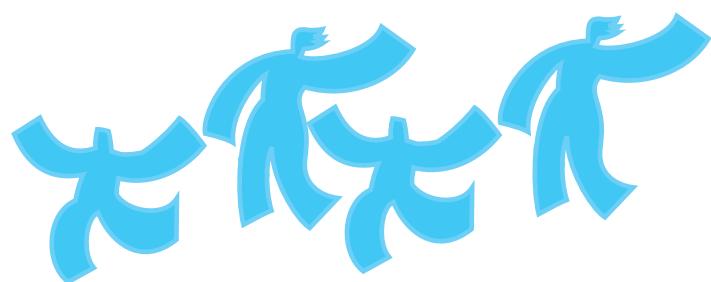
施策番号	具体的施策	施 策 の 内 容		主な担当課
10	女性に対する暴力の防止に向けた意識啓発	①	<p>女性に対する暴力は、重大な人権侵害であり、決して許されないものであることを広く市民に周知するため、あらゆる機会を活用して、その予防と根絶に向けた意識啓発に努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・広報・啓発活動の強化 ・DV根絶に向けた啓発用パンフレットの作成 ・研修・講座の開催 	企画室
		②	<p>暴力を伴わない人間関係を築くため、若年層に対する予防啓発や学習機会の充実を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・DVやデートDVの防止に関する啓発用リーフレットの作成 ・若年層に向けたデートDVに関する出前講座など学習機会の提供 	

施策番号	具体的施策	施 策 の 内 容		主な担当課
11	相談しやすい体制の充実	①	<p>被害者的人権に配慮した相談の対応及び支援体制を整備するため、関係各課によるネットワークの整備に努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・府内連絡会等ネットワークの強化 	企画室
		②	<p>被害者の相談に当たっては、プライバシーの保護、安全の確保に十分配慮した相談体制の強化に努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相談体制の充実 	市民サービス課 福祉課 企画室
		③	<p>市及び関係機関の相談窓口の所在について、広く市民へ周知します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・広報誌による啓発 ・各種メディアの活用 	市民サービス課
		④	<p>被害者が置かれている状況を十分に理解し、適切な対応を取ることができるよう、職員及び関係者に対する研修の充実を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職員及び関係者に対する研修の充実 ・岩見沢市安心生活マニュアルの活用 	企画室

第2章 実践プランの基本的方向と具体的施策

施策番号	具体的施策	施 策 の 内 容		主な担当課
12	研修の充実	①	女性に対する人権侵害に関する専門的な相談や助言等を行うため、相談を担当する職員等に対する研修を実施し、その資質と能力の向上に努めます。 ・研修会の開催	企画室

基本目標 I



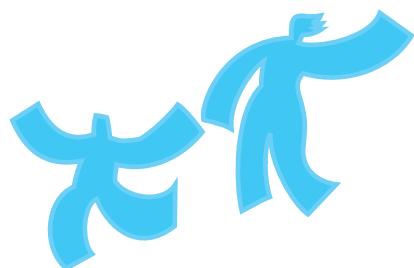
施策の方向 2 配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等の推進

配偶者からの暴力（DV）は、外部からの発見が難しい家庭内で行われることが多いため、被害が深刻化しやすく、児童虐待とも深く関連していることから、適切な対応ができるよう関係機関との連携を強化します。

施策番号	具体的施策	施 策 の 内 容		主な担当課
13	関係機関との連携の強化	①	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るために、道立女性相談援助センターや民間シェルターなど関係機関と緊密な連携を図りながら、被害者の安全確保と秘密の保持に十分配慮し、効果的な対応に努めます。 • 関係機関との連携強化	市民サービス課 企画室

施策番号	具体的施策	施 策 の 内 容		主な担当課
14	被害者の立場に立った適切な対処	①	被害者の相談に当たっては、配偶者等の暴力で心身ともに傷ついていることに十分留意し、被害者に更なる被害（二次的被害）が生じることのないよう配慮します。 • 関係各課職員への研修の充実 • 岩見沢安心生活マニュアルの活用	市民サービス課 福祉課 健康推進課 企画室

施策番号	具体的施策	施 策 の 内 容		主な担当課
15	関連する問題への対応	①	児童が同居する家庭において、配偶者に対する暴力等が、児童虐待に及んでいないかどうか、配偶者暴力から子どもを守るため、関係機関等と連携を図りながら適切な対応に努めます。 • 家庭相談員、児童相談員による相談 • 母子自立支援員による相談 • チャイルドホットラインによる関係機関との連携	福祉課 子ども課
		②	交際相手からの暴力の実態把握に努めるとともに、暴力を伴わない人間関係の構築に向けて、若年層に対する予防啓発の充実に努めます。 • 広報・啓発活動の強化 • デートDVに関する啓発用パンフレットの作成 • 関係機関との連携	企画室



市民の皆さんも実践しましょう

市民・地域・企業の取組

- 女性に対する暴力は重大な人権侵害であり、決して許されないものであるという認識をもちましょう。
- ひとりで悩まず勇気をもって相談しましょう。
- 悩んでいる人がいたら早めに相談することをすすめましょう。
- 児童虐待が疑われるときは、速やかに関係機関に連絡しましょう。

施策の方向 3 セクシュアル・ハラスメント防止対策の推進

セクシュアル・ハラスメントは、社会的に許されない行為であり、職場、学校など様々な場におけるセクシュアル・ハラスメントの防止に向けた啓発や学習機会の提供等に努めます。

施策番号	具体的施策	施 策 の 内 容	主な担当課
16	雇用の場におけるセクシュアル・ハラスメント防止対策の推進	<p>①</p> <p>セクシュアル・ハラスメントは人権侵害であるとの認識に立ち、セクシュアル・ハラスメント防止のための意識改革を促進するとともに、各種情報の提供や学習機会の提供などによる企業等への周知啓発に努めます。</p> <ul style="list-style-type: none">・経済施策情報提供サービス事業の推進及び拡充・各種情報の提供・啓発用資料の作成・学習機会の提供	商工労政課 企画室
		<p>②</p> <p>市職員には、職場内におけるセクシュアル・ハラスメントのみならず、市民との応対・接遇の場においても誤解を生じることのないよう、公務員としてふさわしい言動のあり方について研修の充実を図り、防止対策の効果的な推進に努めます。</p> <ul style="list-style-type: none">・職員研修等の実施	職員課

施策番号	具体的施策	施 策 の 内 容			主な担当課
17	雇用の場におけるセクシュアル・ハラスメント防止対策の推進	①	各学校に対して、セクシュアル・ハラスメント防止の取組が進められるよう必要な情報提供等を行い、セクシュアル・ハラスメント防止について周知徹底します。		
		②	教育関係者への研修の実施等により服務規律の徹底を図ります。 ・教職員を対象とした研修会等の実施		
		③	児童・生徒、保護者等が相談しやすい環境をつくり、相談に適切に対処できる体制を整えます。 ・相談窓口の整備		

施策番号	具体的施策	施 策 の 内 容			主な担当課
18	セクシュアル・ハラスメントの防止に向けた広報・啓発	①	セクシュアル・ハラスメントの防止について理解を促進するため、市民への意識啓発を進めるとともに、相談窓口等の情報提供を行います。		

市民の皆さんも実践しましょう

市民・地域・企業の取組

- セクシュアル・ハラスメントが社会的に許されない行為であることを認識しましょう。
- 職場内での研修を充実させましょう。
- セクシュアル・ハラスメントの被害については、ひとりで悩まず、関係機関へ相談しましょう。

《基本課題4》

メディアにおける男女共同参画の推進

施策 の 方 向

1 女性の人権を尊重した表現を推進するためのメディアの取組みの支援

2 広報・出版物等における男女共同参画の視点に立った表現の促進

高度情報化が進む中、メディアが社会に与える影響は極めて大きいことから、男女共同参画についての正しい理解を促し、女性や子どもの人権を侵害するような表現を防止するためには、メディア側の理解と協力が不可欠です。

公共性の高い空間やメディアにおける性・暴力表現については、青少年やそのような表現に接することを望まない人の権利を守るため、人権に配慮した表現、情報発信についての自主的な取組みを行うよう働きかけるとともに、このようなメディアを取り巻く状況に対応するため、様々な情報を主体的に収集・判断し、適切に発信することができるよう、メディア・リテラシー*の向上に努めます。



*メディア・リテラシー

メディア（新聞、テレビ、ラジオ、雑誌、インターネットなど）から発信される情報を主体的に読み解き、自ら発信する能力のことといいます。

施策の方向 1

女性の人権を尊重した表現を推進するためのメディアの取組みの支援

メディアが自主的に女性の人権を尊重した表現を行うよう働きかけるとともに、メディアからもたらされる多くの情報を市民が主体的に収集・判断等ができるよう支援します。

施策番号	具体的施策	施 策 の 内 容		主な担当課
19	地域の環境浄化のための啓発活動の推進	①	性・暴力表現を扱った出版物、コンピューターソフト等については、販売店への自主的な取組みの促進と、北海道青少年健全育成条例による有害図書の排除など、関係機関と連携した啓発活動の推進に努めます。 <ul style="list-style-type: none"> ・青少年健全育成環境浄化モニターとの連携・活動の強化 	子ども課
		②	青少年センターの活動を広く紹介し、学校・家庭・地域が連携して有害環境の浄化活動を推進するなど、青少年を取り巻く地域の環境浄化のための啓発活動を推進します。 <ul style="list-style-type: none"> ・青少年健全育成環境浄化モニター編集の広報誌「ふれあい」の発行 年3回 	

施策番号	具体的施策	施 策 の 内 容		主な担当課
20	メディア・リテラシーの向上	①	小中学校・高等学校において、児童生徒の発達段階に応じて、総合的な学習の時間を始め学校の全教育活動を通じて情報を主体的に収集・判断等ができる能力の育成に努めます。	指導室
		②	小中学校・高等学校において、児童生徒の発達段階に応じて、インターネットを始め様々なメディアが社会や生活に及ぼす影響を理解し、情報の進展に主体的に対応できる能力の育成に努めます。	
		③	社会教育を通じて、情報を主体的に収集・判断等ができるよう学習機会の提供に努めます。	生涯学習振興課

施策の方向 2 広報・出版物等における男女共同参画の視点に立った表現の促進

広報誌等の公的出版物の表現が、性別に基づく固定観念にとらわれないよう配慮します。

施策番号	具体的施策	施 策 の 内 容	主な担当課
21	男女共同参画の視点に立った表現の浸透	<p>市が作成する広報誌や公的出版物等の表現が、性別に基づく固定観念にとらわれない、男女共同参画の視点に立ったものとなるよう配慮します。</p> <ul style="list-style-type: none">・男女共同参画の視点に立った広報誌、公的出版物等の編集・発行・「男女共同参画の視点からの公的広報の手引き」（内閣府）等の活用	秘書課 企画室

市民の皆さんも実践しましょう

市民・地域・企業の取組

- メディアからの情報を正しく理解できるよう自ら学習しましょう。
- ポスター・チラシ・各種刊行物等の表現・内容については、男女共同参画の視点に立ったものとなるよう心がけましょう。

基本目標Ⅱ**社会における制度又は慣行についての配慮**

《基本課題1》

男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し、意識の改革**施 策
の
方 向**

- 1 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し**
- 2 広報・啓発活動の積極的な展開**
- 3 法律・制度の理解の促進**

社会制度や慣行は、目的や経緯を持って形成されてきたのですが、男女共同参画の視点から見た場合、男女の立場の違いなどにより、結果的に男女に中立的に機能しない場合があります。

男女の社会における活動や個人の生き方が多様化する中で、男女が共に仕事と家庭に関する責任を担える社会の構築といった視点が重要です。

人々の意識の中に長い時間をかけて形作られてきた性別に基づく固定的な役割分担意識は、時代とともに変わりつつありますが、いまだに根強く残っていることから、市民一人ひとりが、職場・家庭・地域等において様々な慣習・慣行を見直し、男女共同参画を一層進めため、効果的な広報・啓発活動を行います。

施策の方向 1

男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し

女性も男性も固定的な役割分担意識にとらわれず、一人ひとりの意思によって様々な活動に参画できるよう、男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直しを働きかけます。

施策番号	具体的施策	施 策 の 内 容		主な担当課
22	職場・家庭・地域等における社会制度・慣行の見直し	①	男女共同参画に関する認識を深め、職場、家庭、地域等様々な場における男女の固定的な役割分担意識に基づく慣習・慣行について、広くその見直しを呼びかけます。 ・男女共同参画プランの周知 ・市民への広報・啓発	企画室

施策の方向 2

広報・啓発活動の積極的な展開

性別に基づく固定的な役割分担意識を解消し、市民一人ひとりが男女共同参画に関する認識を深め、定着させるための広報・啓発活動を積極的に展開します。

施策番号	具体的施策	施 策 の 内 容		主な担当課
23	わかりやすい広報、啓発活動の推進	①	男性や若者世代を対象とした性別に基づく固定的な性別役割分担意識を解消するための広報・啓発活動の推進に努めます。 ・わかりやすい広報・啓発活動の推進	企画室
		②	「男女共同参画社会」という用語の周知度が100%になるよう、積極的な周知・啓発活動を展開します。 ・情報誌等を活用した周知・啓発 ・パンフレット等の作成	
		③	職場・家庭・地域において、男女共同参画に関する認識を深め、様々な慣習・慣行を見直すとともに、女性の活動の成果が広く市民に伝わるよう配慮した広報・啓発活動を推進します。 ・情報誌等による広報・啓発	

施策の方向 3 法律・制度の理解の促進

女性の権利について深いかかわりをもつ関係法令等、男女共同参画社会の実現に有益な情報の収集・提供に努めます。

施策番号	具体的施策	施 策 の 内 容	主な担当課
24	法令や条約の周知	<p>① 男女共同参画社会基本法などの国内法令や女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（女子差別撤廃条約）など、男女共同参画に関連の深い法令・条約等について、内容の周知に努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報誌等による周知 	企画室

基本目標 II

市民の皆さんも実践しましょう

市民・地域・企業の取組

- 女性も男性も固定的な役割分担意識にとらわれず、職場・家庭・地域等における慣習・慣行について見直しましょう。

基本目標Ⅲ

政策等の立案及び決定への共同参画

《基本課題1》

政策・方針決定過程への女性の参画の拡大

施 策
の
方 向

1 審議会等委員への女性の参画の拡大

2 女性職員の登用等の促進

3 あらゆる分野における男女共同参画の推進

4 女性の参画促進に向けた人材の育成

女性は人口の半分、労働力人口の4割強を占め、政治、経済、社会など多くの分野の活動を担っています。しかし、これらの分野における政策・方針決定過程への女性の参画は低調であり、男女共同参画社会基本法の制定から10年余りを経過した現在もなお大きな課題となっています。

将来にわたり持続可能で、変化に富んだ活力ある経済社会を構築するためには、多様な人材の能力の活用、多様な視点の導入、新たな発想の取り入れ等の観点から、あらゆる分野において女性の参画を進めていくことが必要です。

国は、国家公務員や審議会等への女性の登用等について「2020年30%」の目標達成に向けて、取組みを進めていますが、政策・方針決定過程への女性の参画を拡大していくためには、市が率先して、あらゆる分野における女性の参画について取組みを進め、企業や団体等に対しても広く呼びかけるなど、積極的改善措置（ポジティブ・アクション^{*}）の自主的な取組みを推進します。



*積極的改善措置（ポジティブ・アクション）

様々な分野において、活動に参画する機会の男女間の格差を改善するため、必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、活動に参画する機会を積極的に提供するものであり、個々の状況に応じて実施していくものです。

積極的改善措置の例としては、国の審議会等委員への女性の登用のための目標の設定や、女性国家公務員の採用・登用の促進等が実施されています。

施策の方向 1 審議会等委員への女性の参画の拡大

市が設置する審議会等の委員については、男女のより多様な意見を審議等に反映できるよう、政策・方針決定過程への女性の参画を推進します。

施策番号	具体的施策	施 策 の 内 容				主な担当課
25	審議会等委員への女性の積極的な登用	①	男女の多様な意見を市政に反映させるため、審議会等委員への女性の登用率を、平成33年度までに40%にするという目標を定め、積極的な登用を図るとともに、女性委員のいない審議会等の解消を目指します。 ・登用状況の調査・公表	②	審議会等への女性委員の登用を促進するとともに、審議会等委員の公募を行うなど、登用の道筋を広めます。 ・市民公募に関する情報の提供	企画室 関係各課

施策の方向 2 女性職員の登用等の促進

女性職員の登用等については、職員の自己啓発や研修等を通じて積極的な人材養成に努めます。

施策番号	具体的施策	施 策 の 内 容		主な担当課
26	市職員の女性の登用等の促進	①	地方公務員法における成績主義の原則に基づき、男女の性別に関係なく、職務に対する能力や意欲による管理職への登用に努めます。	職員課
		②	職員が職務に必要な能力を高め、各自の可能性を伸ばす自己啓発への支援や学習機会の提供などに努めます。 ・職員の自己啓発への支援 ・能力開発研修等への積極的な派遣	

施策の方向 3 あらゆる分野における男女共同参画の推進

企業や団体等あらゆる分野における女性の参画参画促進に努めます。

施策番号	具体的施策	施 策 の 内 容		主な担当課
27	女性の参画の拡大	①	女性の能力発揮が、団体・組織・企業や地域の活性化に不可欠であるという意識の醸成を図り、あらゆる分野における政策・方針決定過程への女性の参画を促進します。 ・国や道など関係機関等の情報提供 ・各種制度等の周知	企画室

施策の方向 4

女性の参画促進に向けた人材の育成

政策・方針決定過程への女性の参画を促進するため、学習機会の提供などを通じて女性の人材育成を進めます。

施策番号	具体的施策	施 策 の 内 容		主な担当課
28	女性の人材育成と情報の提供	<p>① 政策・方針決定過程への女性の参画を拡大するため、各種学習機会の提供を通じて、積極的な人材の育成に努めます。 ・人材育成に向けた学習機会の提供</p> <p>② 女性の人材を把握するとともに各種団体等に関する情報を収集し、市民への情報提供に努めます。</p>		生涯学習振興課 企画室

基本目標Ⅲ

市民の皆さんも実践しましょう

市民・地域・企業の取組

- 市政に関心を持ち、積極的に市民活動や地域活動等に参画しましょう。
- 企業や団体等においても、女性の能力発揮に向けて積極的に取り組みましょう。

《基本課題 2》

雇用等の分野における男女の均等な機会と待遇の確保

施策 の 方 向

- 1 男女の均等な機会と待遇の確保**
- 2 ポジティブ・アクションの推進**
- 3 働く女性の健康管理対策の推進**
- 4 多様な就労ニーズに対応した女性の就労支援**

就業は人々の生活の経済的基盤を形成するものであり、働くことは自己実現につながるものであります。働きたい人が性別に関わりなくその能力を発揮できる社会づくりは、経済社会の活力の源という点からも、極めて重要な意義を持ちます。

男女雇用機会均等法の基本理念である雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保を実現するため、ポジティブ・アクションの推進等による男女間格差の是正や賃金格差の解消、雇用待遇体系の見直しなど、女性の就業継続や再就職に対する支援などに取り組んでいく必要があります。

また、職場において女性が母性を尊重され、働きながら安心して子どもを産むことができる環境の整備は、女性の能力発揮に加え、生涯を通じた女性の健康確保の観点からも重要な課題です。

雇用の分野だけでなく、女性による経済活動の機会を創造する観点から、起業や自営業などの分野においても男女が均等な機会の下で、いきいきと活躍することができるよう、企業をはじめ広く市民への周知・啓発活動を積極的に展開します。

施策の方向 1 男女の均等な機会と待遇の確保

男女雇用機会均等法に基づく男女の均等な機会と待遇の確保が図られるよう、企業に対する意識啓発を推進します。

施策番号	具体的施策	施 策 の 内 容		主な担当課
29	男女雇用機会均等の推進	①	雇用の分野における男女の均等な機会と待遇の確保、職域拡大が図られるよう、企業等に対する意識啓発を行います。 ・経済施策情報提供サービス事業の推進及び拡充 ・国及び関係機関の広報誌等を活用した情報提供 ・情報誌等による意識啓発	商工労政課企画室
			企業における募集や採用状況の把握に努め、男女雇用機会均等法に違反する取扱いがないよう、企業への周知啓発に努めます。 ・市の広報誌等による情報提供 ・情報誌等による意識啓発	

施策番号	具体的施策	施 策 の 内 容		主な担当課
30	女性の就労に関する情報提供及び相談の充実	①	男女雇用機会均等法、育児・介護休業法、パートタイム労働法、労働基準法等関係法令、制度の周知を含めた労働関係の情報提供を行います。 ・国及び関係機関が発行する関係資料の窓口での閲覧等による情報提供	商工労政課
			働く女性が抱える様々な問題や悩みに対する相談機能の充実を図ります。 ・関係機関との連携	

施策の方向 2 ポジティブ・アクションの推進

企業において、ポジティブ・アクションを導入することができるよう、具体的な方法についての情報の収集・提供に努めます。

施策番号	具体的施策	施 策 の 内 容	主な担当課
31	企業における女性の能力発揮のためのポジティブ・アクションの推進	<p>② 企業における女性の積極的な登用や職域拡大など、ポジティブ・アクションを取り入れた事例や仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）に取り組んでいる事例を紹介し、企業の自主的な取り組みを促進します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・好事例の収集 ・情報誌等による事例紹介 	商工労政課 企画室

施策の方向 3 働く女性の健康管理対策の推進

法律に基づく女性労働者の母性保護や母性健康管理の推進を図ります。

施策番号	具体的施策	施 策 の 内 容	主な担当課
32	女性労働者の母性保護及び母性健康管理の推進	<p>① 母性健康管理指導事項連絡カードの活用等を推進し、妊娠中及び出産後の女性労働者に対する適切な母性健康管理の推進を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・母性健康管理指導事項連絡カードの活用 <p>② 職場において女性が母性を尊重され、働きながら安心して子どもを産み育てることができるよう、労働基準法、男女雇用機会均等法に基づく女性労働者の母性保護及び母性健康管理の重要性について啓発します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国及び関係機関等からの情報提供 ・情報誌等による意識啓発 	健康推進課 商工労政課 企画室

施策の方向 4 多様な就労ニーズに対応した女性の就業支援

男女が多様で柔軟な働き方ができるよう、関係機関と連携を図りながら適切な情報提供に努めます。

施策番号	具体的施策	施 策 の 内 容		主な担当課
33	就職・再就職に向けた支援	①	育児・介護等を理由に仕事を離れていた女性の再就職を支援するため、関係機関と連携を図りながら適切な情報提供に努めます。 • 関係機関との連携強化 • マザーズ・ハローワーク等の紹介	商工労政課

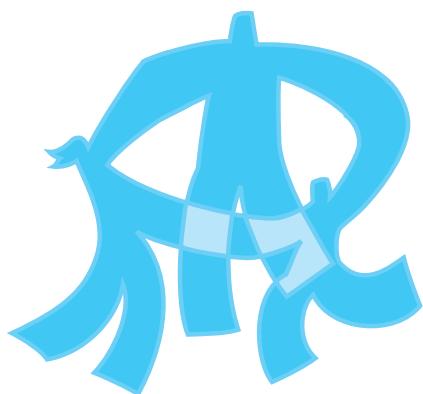
施策番号	具体的施策	施 策 の 内 容		主な担当課
34	多様な働き方を可能にするための取組み	①	男女が多様で柔軟な働き方を選択できるよう関係機関と連携を図り、様々な労働形態や制度に関する情報を提供します。 • 短時間制社員制度、テレワーク*、在宅就業等についての情報提供	商工労政課

施策番号	具体的施策	施 策 の 内 容		主な担当課
35	女性起業家に対する支援	①	起業を目指す女性に対し、起業に関する知識や手法についての情報提供、相談、学習機会を提供するとともに、経営についての助言等支援の充実を図ります。 • 起業実現コンテストの実施 • 起業家支援専門家派遣事業	商工労政課



*テレワーク

通信ネットワークを利用して、オフィス以外の場所で働く労働形態のことです。実際の労働場所にもよりますが、在宅勤務の一形態とも考えられ、従業員にとっては通勤の必要がなく、自由に労働時間を選べるなどのメリットがあります。一方、企業としても大規模なオフィスを都心に用意する必要がなくなり、コスト削減のメリットがあります。テレワークでは業績評価がしにくいなどの課題も残されていますが、交通渋滞や通勤ラッシュの緩和など、社会的なメリットも多く、普及が期待されています。



市民の皆さんも実践しましょう

市民・地域・企業の取組

- 労働者の基本的権利について理解を深めましょう。
- 企業もポジティブ・アクションの自主的な取組みに努めましょう。
- 男女が共に働きやすい職場の環境整備に努めましょう。

《基本課題3》

施策
の
方 向

活力ある農村の実現に向けた男女共同参画の確立

- 1 意識改革と政策・方針決定過程への女性の参画の拡大**
- 2 女性の経済的地位の向上と就業条件・環境の整備**
- 3 女性が住みやすく活動しやすい環境づくりの推進**

活力ある農村を実現するためには、農業就業人口の約半数を占め、消費者のニーズや食の安全に関心が高く、農産物の加工、販売等の起業活動などで活躍の場を広げ、農村地域社会の維持・振興に貢献している女性の参画が不可欠です。

女性の農業経営における役割を適正に評価するとともに、対等なパートナーとして経営等に参画できるよう、農村に残る男女の固定的な役割分担意識の解消や政策・方針決定過程への女性の参画の促進を図り、家族経営協定の締結に向けた普及・拡大に努めます。

また、家事・育児・介護等に関わる女性の負担の軽減など、農村における仕事と生活の調和を促進するとともに、過疎化、少子・高齢化の進展など農村を取り巻く状況の変化に的確に対応し、男女共同参画の視点に立った総合的な施策を推進します。

施策の方向 1 意識改革と政策・方針決定過程への女性の参画の拡大

農村における男女の固定的な役割分担意識とそれに基づく慣習・慣行を見直すとともに、農村女性の社会参画の促進と、政策・方針決定過程への参画の拡大に努めます。

施策番号	具体的施策	施 策 の 内 容		主な担当課
36	男女の固定的な役割分担意識の是正と女性の役割の適正な評価	<p>① 男女の固定的な役割分担意識に基づく慣行や習慣を解消するとともに、女性の役割を適正に評価し、農村に暮らす男女が、自分の生き方を自由に選択し、自身の人生を設計・実現していくことができるよう、研修や情報の提供、啓発活動等の充実を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報誌等を活用した啓発 ・学習機会の提供 		農務課 企画室

施策番号	具体的施策	施 策 の 内 容		主な担当課
37	農村女性の地位向上に向けた社会的な気運の醸成	<p>① 「農山漁村女性の日」の活動等を通じ、農業協同組合等関係団体と連携して、男女共同参画社会の形成に向けた社会的気運の醸成を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・関係団体との連携強化 		農務課

施策番号	具体的施策	施 策 の 内 容		主な担当課	
38	政策・方針決定過程への女性の参画の拡大	<p>① 農業委員会、農業協同組合における女性の登用促進に向けた普及啓発等を推進します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報誌等を活用した普及、啓発 		農務課 企画室	
		<p>② 女性指導農業士*、女性農業士*など農村の女性リーダーの育成を図るとともに、女性リーダー層のネットワーク化を推進し、先進的な取組みや知識・技術等に関する情報交換などを行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・先進的な取組みや知識・技術等に関する情報交換・提供 			
		<p>③ 意欲のある女性が地域における方針決定の場に参画する上で必要な経営管理能力の向上や技術習得等に向けた研修等の実施に努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各種講習会、セミナー等の開催 			

施策の方向 2

女性の経済的地位の向上と就業条件・環境の整備

農業や農村社会で重要な役割を果たしている女性の経営上の位置づけを明確にするとともに、農業経営や起業活動、地域社会への女性の参画のための環境整備を進めます。

施策番号	具体的施策	施 策 の 内 容		主な担当課
39	女性の経済的地位の向上	①	家族の話し合いによって女性の経営参画を促すとともに、経営全体の改善に有効な取組みである家族経営協定*の締結の促進を図ります。	農務課
		②	女性認定農業者や女性指導農業士等の育成を図るとともに、融資・税制等経営参画にかかる知識の普及を推進します。 ・研修会等の開催	

施策番号	具体的施策	施 策 の 内 容		主な担当課
40	女性の就業支援と働きやすい環境の整備	①	女性が安全で快適に就業するための、作業の安全、労働軽減技術の確立、労働時間の適正化、労働環境の点検・整備、休日の取得等環境整備を進めます。	農務課
		②	女性による農産物の加工や直売など、起業活動への支援を推進します。 ・試作施設の整備 ・インターネットや情報誌等によるPR支援	

*指導農業士

就農希望者に対して、農業経営や農家生活についての知識や技術の習得に向けて研修を行い、新たな農業者の育成に尽力されている方々を「北海道指導農業士」として知事が認定しています。

*農業士

地域農業の担い手として、経営改善や地域農業の振興などに積極的・意欲的に活躍される農業者の方を「北海道農業士」として知事が認定しています。

*家族経営協定

農業経営に参画する個人の地位及び役割を明確化し、その意欲と能力を十分に発揮できるようにするために、経営の方針や家族一人ひとりの役割、働きやすい環境づくりなどについて家族みんなの話し合いにより取り決めるものです。

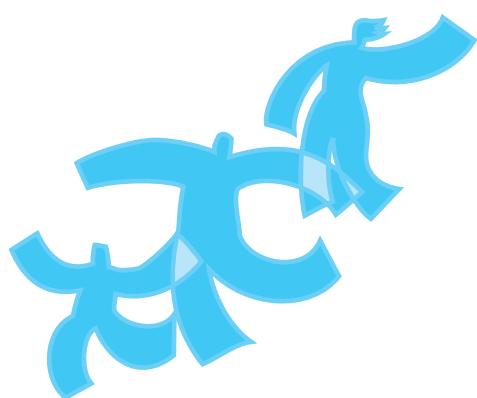
施策の方向 3 女性が住みやすく活動しやすい環境づくりの推進

農村における男女の生活時間は、労働、家事・育児・介護等の負担を、女性がより多く担っていることから、それらの負担を軽減し、住みやすく快適な生活環境づくりを進めます。

施策番号	具体的施策	施 策 の 内 容		主な担当課
41	快適に働くための条件の整備	①	農業に従事する女性の労働と、育児や介護との両立を支援するため、仕事と生活の調和への配慮を含めた家族経営協定の締結や、男性の家事・育児・介護等への参画を促進します。 • 情報誌等による意識啓発 • 育児や介護を支援する各種サービスの周知	農務課 企画室

施策番号	具体的施策	施 策 の 内 容		主な担当課
42	住みやすく快適な生活環境の整備	②	食の安全と消費者からの信頼の確保、食育、豊かな自然環境や美しい農村景観の保全・管理などに取組むとともに、都市と農村の交流を図りながら、快適な生活環境の整備を推進します。 • 農産物消費拡大推進協議会による地産地消や食育の推進に向けた取組のPR活動 • 農村景観づくり事業の実施	農務課

施策番号	具体的施策	施 策 の 内 容		主な担当課
43	高齢化の進展への対応	①	農村における女性の高齢者が生涯現役で農業や地域活動に取り組めるよう、その豊富な知識や経験を活用した世代間交流や地域文化の伝承活動を推進します。 • 世代間交流の推進	農務課 農業委員会
		②	男女が等しく老後の生活を確保することができるよう、女性農業者や若い農業者の農業者年金制度への加入を促進するなど、各種社会保障制度の普及・定着を図ります。 • 各種制度の普及・定着	



市民の皆さんも実践しましょう

市民・地域・企業の取組

- 男女の固定的な役割分担意識に基づく慣習や慣行を見直しましょう。
- 男性も積極的に家事・育児・介護等に参加しましょう。
- 女性リーダーの育成に向けた各種講習会やセミナー等に積極的に参加しましょう。

《基本課題 4》

男女共同参画の視点に立った防災・災害復興体制の確立

施 策
の
方 向

1 防災分野における男女共同参画の推進

2 防災・災害復興現場における男女共同参画の推進

災害復旧時の経験から、被災時には、増大した家庭的責任が女性に集中するなどの問題が明らかになり、防災・災害復興の取り組みを進めるに当たっては、男女のニーズの違いを把握して適切に進める必要があります。これら被災時や復興段階における女性をめぐる諸問題を解決するため、防災分野での男女の固定的な役割分担意識を見直すとともに、防災分野における政策・方針決定過程への女性の参画を拡大するなど、男女共同参画の視点を取り入れた防災・災害復興体制の確立に努めます。

施策の方向 1 防災分野における男女共同参画の推進

防災分野での、男女の固定的な役割分担意識を見直し、政策・方針決定過程への女性の参画を促進します。

施策番号	具体的施策	施 策 の 内 容	主な担当課
44	防災分野における女性の参画の拡大	<p>① 防災分野での男女の固定的な役割分担意識を見直すとともに、地域における生活者の多様な視点を反映した防災力の向上を図るため、防災に関する政策・方針決定過程への女性の参画を拡大します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・政策・方針決定過程への女性の参画の拡大 ・防災分野における男女共同参画の意識啓発 	住民自治・安全安心推進室

施策の方向 2 防災・災害復興現場における男女共同参画の推進

災害発生時の経験を活かし、男女共同参画の視点を取り入れた防災・災害復興体制の構築に努めるとともに、防災意識のさらなる高揚を図ります。

施策番号	具体的施策	施 策 の 内 容	主な担当課
45	防災・災害現場における男女共同参画	<p>① 市の防災対策に関する計画及びマニュアル等に男女共同参画の視点を取り入れ、防災・災害復興の現場において男女の固定的な役割分担意識にとらわれることなく、共に参画できる防災体制の構築に努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の構築 ・地域住民の参画による防災訓練の実施 	住民自治・安全安心推進室
		<p>② 防災・災害復興の場において、男女共同参画の視点を踏まえた復興支援が行われるよう、自主防災組織や市の災害ボランティア等の育成を図るとともに、性別や年齢にとらわれず誰もがボランティアとして活躍できるよう、学習機会の提供に努め、防災意識の高揚を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自主防災組織の育成及び組織強化 ・男女共同参画の視点を踏まえたボランティアの育成 ・出前講座の実施 	住民自治・安全安心推進室
		<p>③ 防災・災害復興の場において、救急救援要員や避難所での生活支援に女性職員を迅速に配置できるよう検討します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消防職への女性の採用 	職員課

やまと

市民の皆さんも実践しましょう

市民・地域・企業の取組

- 男女が共に参画する地域の防災体制をつくりましょう。
- 地域や企業においても災害時における訓練等を積極的に行いましょう。

基本目標IV**家庭生活における活動と他の活動の両立**

《基本課題1》

男女の仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現
**施 策
の
方 向**

- 1 仕事と生活の調和の推進**
- 2 多様なライフスタイルに対応した子育て支援の充実**
- 3 家庭生活、地域社会への男女共同参画の促進**

基本目標
IV

男女がともに社会のあらゆる活動に参画していくためには、仕事、家庭、地域生活等の活動にバランスをとって参画できる環境づくりが必要です。

少子・高齢化、雇用の変化、グローバル化等が進展する中、長時間労働を前提とした従来の働き方を見直し、仕事と生活の調和を実現することは、「M字カーブ問題」の解消や政策・方針決定過程への女性の参画の拡大を進める上で不可欠であり、企業にとっても優秀な人材の確保や従業員の仕事への意欲の向上等、様々なメリットが考えられます。仕事と生活の調和は、人々の健康を維持し、趣味や学習、ボランティア活動や地域社会への参画等を通じて多様な生き方や働き方の選択を可能にするとともに、育児・介護も含め、家族が安心して暮らし、責任を果たしていく上で重要です。

一人ひとりの生き方が多様化する中にあって、職場優先の意識や性別に基づく固定的な役割分担意識の見直しを進め、男女がともに仕事と家庭生活、地域社会を両立できるよう、仕事と生活の調和の実現に向けた積極的な情報提供と総合的な取組みを進めます。

施策の方向 1 仕事と生活の調和の推進

長時間労働を前提とした従来の働き方の見直しや性別に基づく固定的な役割分担意識の見直しを進め、多様な働き方や男性の家事・育児・介護の参画促進など、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の普及促進に努めます。

施策番号	具体的施策	施 策 の 内 容		主な担当課
46	仕事と生活の調和に関する意識啓発の推進	<p>① 仕事と生活の調和が図れるよう、職場優先の意識を変え、男性も含めた働き方の見直しや性別に基づく固定的な役割分担意識の見直しを進めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国や道など関係機関の情報提供 ・ワーク・ライフ・バランスの必要性の啓発 		商工労政課 企画室

施策番号	具体的施策	施 策 の 内 容		主な担当課
47	仕事と子育て・介護を両立するための制度等の普及促進	①	男女労働者とともに、希望すれば育児休業を取得できるよう、育児のための勤務時間短縮等の措置や育児を行う労働者の深夜業を制限する制度、育児休業給付制度等についての周知を図り、仕事と子育ての両立のための制度の定着に努めます。	商工労政課 企画室
		②	介護休業制度や介護休暇制度、介護のための勤務時間短縮等の措置、介護を行う労働者の深夜業を制限する制度、介護休業給付制度等についての周知を図り、仕事と介護の両立のための制度の定着に努めます。	
		③	育児・介護休業の取得などを理由とする解雇等の不利益な取扱いが行われないよう周知啓発に努めます。	

施策番号	具体的施策	施 策 の 内 容	主な担当課
48	育児や介護を行なう労働者が働き続けやすい環境の整備	① 仕事と生活の調和が図れるよう働き方の見直しを進めるため、社会的気運の醸成を図ります。 ・国及び関係機関の広報誌等を活用した情報提供	商工労政課 企画室
		② 男性が育児参加できる働き方を普及促進するため、男性の育児休業取得や時間外労働の短縮など就学前の子どもを養育する労働者の短時間勤務制度の周知を図ります。 ・国及び関係機関の広報誌等を活用した情報提供	
		③ 仕事と育児・介護を両立できる様々な制度を持ち、労働者が多様で柔軟な働き方を選択できるようなファミリー・フレンドリー企業*を目指す取組みについて周知を図ります。 ・国及び関係機関の広報誌等を活用した情報提供	
		④ 育児・介護をしながら働き続ける労働者に対し、仕事と育児・介護の両立のための相談や情報提供等の充実を図ります。 ・子育て支援事業の周知及び子育て相談の実施 ・介護支援制度の周知及び地域包括支援センターの充実 ・総合相談窓口の充実 ・国及び関係機関の広報誌等を活用した情報提供 ・関係各課との連携強化	福祉課 高齢・介護室 商工労政課
		⑤ 市職員の育児休業、介護休暇等の取得促進に向けた職場環境の整備を図るため、特に育児休業取得率の低い男性職員の取得率向上を期して各制度について職員に対する情報提供に努めます。 ・パンフレット等を活用した意識啓発の促進	職員課 企画室



* ファミリー・フレンドリー企業

ファミリー・フレンドリー企業とは、仕事と育児・介護とが両立できるような様々な制度を持ち、多様でかつ柔軟な働き方を労働者が選択できるような取組みを行う企業をいいます。

市民の皆さんも実践しましょう

市民・地域・企業の取組

- 企業は、育児や介護をする男女労働者が働き続けやすい職場環境の整備に努めましょう。
- 男性も積極的に家事・育児・介護等に参加しましょう。
- 男性も女性も育児・介護休業等の制度を積極的に活用しましょう。

施策の方向 2 多様なライフスタイルに対応した子育て支援の充実

仕事と子育ての両立にともなう負担感や子育ての負担感を和らげ、誰もが安心して子育てができるよう、多様なニーズに対応した保育サービスや相談・支援体制の充実に努めます。

施策番号	具体的施策	施 策 の 内 容		主な担当課
49	保育サービスの充実	①	働き方の多様化などによる保育ニーズに対応するため、延長保育・休日保育・一時預かり保育・特定保育・病気回復期にある乳幼児保育の普及や事業所内託児施設の設置・運営、気軽に利用できる子育て支援拠点の整備など、子育て家庭が必要なときに利用できる保育サービスの充実に努めます。 <ul style="list-style-type: none"> ・特別保育（延長保育、休日保育）の充実 ・一時預かり保育、特定保育の充実 ・地域活動の充実 ・病後児保育の検討 	子ども課

施策番号	具体的施策	施 策 の 内 容		主な担当課
50	放課後児童対策の充実	①	市内の児童厚生施設や学校の余裕教室、公共施設等を活用し、放課後、保護者がいない小学校低学年の児童に対する放課後児童（留守家庭児童）対策の充実に努めます。 <ul style="list-style-type: none"> ・放課後児童クラブの充実 	子ども課

施策番号	具体的施策	施 策 の 内 容		主な担当課
51	幼稚園における子育て支援の充実	①	幼稚園の施設や機能を地域に開放し、子育て相談や保護者同士の交流の推進に努めます。 <ul style="list-style-type: none"> ・施設の開放 	子ども課
		②	幼稚園における通常の教育時間終了後も引き続き希望する園児を預かるなど保護者の多様な保育ニーズに対応するよう努めます。 <ul style="list-style-type: none"> ・延長保育の充実 	

第2章 実践プランの基本的方向と具体的施策

施策番号	具体的施策	施 策 の 内 容	主な担当課
52	地域における子育て支援体制の整備	① 子育て中の親子が気軽に相談したり、交流、情報交換できる場として主任児童委員を中心に保健推進員や地域ボランティア等の協力のもと市内の児童館などで実施している「親子ひろば」や常設型親子ひろば「ひなたっ子」における事業の充実に努めます。 ・つどいの広場事業の充実	子ども課
		② 保育所や地域子育て支援センター等における専門家による子育て相談や育児サークル等への支援など、子育て支援事業の充実を図ります。 ・次世代育成支援事業の充実 ・家庭教育相談事業（チャイルドビュー）の充実	子ども課 生涯学習振興課
		③ 子どもや高齢者を含めた地域の人々が交流する機会を設けることにより、地域全体で子どもたちの豊かな人間性を育む環境の醸成に努めます。 ・各保育園による地域交流事業等の充実	子ども課
		④ いわみざわ子育て支援センターを中心とした関係機関との連携（チャイルドホットライン）により、児童虐待の防止と解決に向けた実態の把握に努め、虐待の早期発見、早期対応など、被害児童の保護対策や通報体制の充実を図ります。 ・チャイルドホットラインによる関係機関との連携強化	子ども課
		⑤ 就学前の乳幼児及び小学生の医療費を助成することにより、少子化時代に対応した子育て支援の充実を図ります。 ・乳幼児等に係る医療費を助成	高齢・介護室
		⑥ 妊娠中の女性や子ども、子ども連れの人などが利用する建物、公共交通機関、道路や公園等の公共施設について、段差の解消等バリアフリー化を推進します。 ・歩道、車道の段差解消 ・公園内における傾斜園路の勾配緩和や手すりの設置 ・公園内に妊婦や車椅子利用者等が使用できる多目的トイレの設置 ・未来の岩見沢を担う子ども達のために、地域ぐるみで世代間交流ができる公園整備の推進 ・施設利用者にわかりやすい案内サインの充実 ・バリアフリー化された公園のPR	公園緑地環境課 土木課
		⑦ 公営住宅の整備にあたっては、北海道ユニバーサルデザイン公営住宅整備指針により、子どもから高齢者まで安全に暮らせる住まいづくりに努め、利用者にやさしい住宅の整備を進めます。 ・住戸内での段差解消、玄関・トイレ・浴室等の手すりの設置	建築課

基本目標 IV

施策番号	具体的施策	施 策 の 内 容		主な担当課
53	ひとり親家庭等に対する支援の推進	①	<p>母子家庭等ひとり親の実情に応じた子育て・生活支援策、就業支援策、経済的支援策等の総合的な母子家庭等対策を推進し、母子家庭等の自立の促進を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ひとり親家庭等医療費の助成 ・母子自立支援員による総合的な支援の充実 	高齢・介護室 福祉課
		②	<p>父子家庭について、その実態やニーズを把握し、子育て・生活支援等必要な支援を講じていきます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・必要に応じた支援や情報提供の充実 	福祉課

施策の方向 3 家庭生活、地域社会への男女共同参画の促進

男女が共に職業生活と家庭生活との両立を図りながら、地域社会にも参加することができるよう、家庭生活や地域社会への男性の積極的な参画の促進に努めます。

施策番号	具体的施策	施 策 の 内 容		主な担当課
54	家庭生活への男性の参画促進	①	<p>父親の子育てへの関わりや子どもの健全な成長を願い、市内の小・中・高校を対象に具体的な活動に向けての取り組みと、父親同士のふれあいや交流を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「おやじの背中」事業の充実 ・講演会・交流会の実施、学校行事等への参加 	生涯学習振興課 子ども課
		③	<p>家庭における男女の固定的な役割分担意識を是正し、男性の家事・育児・介護など家庭生活への参画を促進するため、広報・啓発活動や学習機会の提供に努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・講演会やフォーラムの開催 ・情報誌等による啓発 	生涯学習振興課 企画室

施策番号	具体的施策	施 策 の 内 容	主な担当課
55	地域社会への男女の参画促進	① 男性の職場優先の意識やライフスタイルを見直し、地域活動、ボランティア活動、NPO活動などへの参画を促進するため、あらゆる機会を通じて広報・啓発活動を行います。 ・男性向け講座等の開催 ・各種情報誌等を活用した啓発活動	生涯学習振興課企画室
		② 性別にかかわらず、地域社会への積極的な参加を促すため、ボランティア育成講座等の学習機会の提供を図ります。 ・シルバーボランティア活動の充実 ・女性団体・青年団体の育成	高齢・介護室 生涯学習振興課企画室

市民の皆さんも実践しましょう

市民・地域・企業の取組

- 多様な保育サービスを上手に活用しましょう。
- 子育ての相談や各種子育て支援事業に進んで参加しましょう。
- 男性も女性も積極的に地域活動に参加しましょう。
- 男性も参観日などの学校行事へ積極的に参加しましょう。

《基本課題 2》

高齢者や障がい者が生きがいをもって安心して暮らせる環境の整備

施策 の 方 向

- 1 高齢者が生きがいをもって暮らせる環境の整備**
- 2 高齢者や障がい者が健康で安心して暮らせる環境の整備**

女性は男性よりも平均的に長寿であり、高齢人口に占める女性の割合が高いため、高齢者施策の影響は女性の方が強く受けるという現状があります。

高齢社会を豊かで活力あるものとするためには、高齢者を単に支えられる側に位置付けるのではなく、年齢や性別に基づく固定的な見方や偏見を取り除き、他の世代とともに自立し誇りを持って社会を支える重要な一員として、積極的にとらえる必要があります。

また、障がいのある男女それぞれへの配慮を重視しつつ、障がいのある人もない人もともに住み慣れた地域で安心して生活し活動できる社会を構築するため、ハード・ソフト両面にわたるバリアフリー化を促進するとともに、自立に向けた取組みを推進していくことが重要です。

高齢期の男女や障がいのある男女の社会参画の機会を拡大し、年齢や障がいの有無にかかわらず、男女がいきいきと安心して暮らせる環境の整備を進めます。

施策の方向 1 高齢者が生きがいをもって暮らせる環境の整備

高齢期の男女が共に社会とのかかわりを持ち続け、他の世代とともに誇りを持って社会を支える重要な一員として充実した生活が実現できるよう、社会参画の促進に努めます。

施策番号	具体的施策	施 策 の 内 容	主な担当課
		① 高齢者が長年培った技能や経験等を活用し、身近な地域で安心して働くことができる就業機会の提供に努めます。 ・シルバー人材センター活動の支援	商工労政課
56	高齢者の就業支援・能力開発・社会参画の促進	② 年齢にとらわれることなく、他の世代とともに社会を支える重要な一員として生きがいを持って活躍できるよう、高齢者の積極的な社会参画を促進します。 ・オモチャの病院開設 ・地域老人クラブの育成・支援 ・高齢者のボランティアへの参画促進	高齢・介護室
		③ 積極的な社会参画を促進するため、高齢者を対象とした学習機会の提供に努めます。 ・介護予防教室の開催 ・シルバー出前健康塾の開催 ・いわみざわ市民大学の開催 ・ことぶき学園、長寿大学、寿大学の開催	健康推進課 生涯学習振興課
		④ 健康で充実した生活を実現するため、高齢者を対象としたスポーツ・レクリエーション活動への参加の促進を図ります。 ・各種スポーツ大会の実施 ・シニア交流大会等の実施	高齢・介護室

施策の方向 2 高齢者や障がい者が健康で安心して暮らせる環境の整備

高齢者や障がい者の生きがいと健康づくりを進め、自立した生活を送ることができるよう支援します。また、障がいのある人もない人も共に生活し活動できる「ノーマライゼーション」* の理念に基づいた社会の実現をめざすため、ハード・ソフト両面にわたり、高齢者や障がい者が健康で安心して暮らせるまちづくりに努めます。

施策番号	具体的施策	施 策 の 内 容			主な担当課
57	高齢者が安心して暮らせる介護体制の構築	①	介護保険制度の周知や介護に関する相談体制の充実に努めます。 <ul style="list-style-type: none"> ・総合相談窓口の充実 ・地域包括支援センターの充実 		高齢・介護室
			地域支援事業として高齢者の生きがいと健康づくりをすすめ、要介護状態になることの予防、要支援・要介護状態の軽減や悪化を防止し、高齢者の自立した生活を支援します。 <ul style="list-style-type: none"> ・介護予防事業及びケアマネジメントの充実 		
		③	高齢者が住みなれた地域で在宅生活を維持できるよう介護負担の軽減を図ります。 <ul style="list-style-type: none"> ・介護者間の交流及び情報交換のための場の提供 		

施策番号	具体的施策	施 策 の 内 容			主な担当課
58	高齢者や障がい者の自立をすすめる環境の整備	①	高齢者や障がいのある男女が社会活動に参画し、社会の担い手として役割と責任を果たしつつ、自信と誇りと喜び持って生活を送ることができるよう、ハード・ソフト両面にわたる社会のバリアフリー * 化をすすめる施策を推進します。 <ul style="list-style-type: none"> ・自立支援給付、補装具、手話通訳者派遣等、身体障害者福祉サービス事業の充実 ・知的障がい者に対し施設及び在宅における各種サービス事業の充実 ・地域活動支援センター等への支援 ・地域老人クラブの育成・支援 		福祉課 高齢・介護室



* ノーマライゼーション

《正常化の意》高齢者や障がい者などを施設に隔離せず、健常者と一緒に助け合いながら暮らしていくのが正常な社会のあり方であるとする考え方です。

* バリアフリー

障がいのある人が社会生活をしていく上で障壁（バリア）となるものを除去することをいいます。元来は建築用語として、建物内の段差の解消など、物理的障壁の除去という意味合いが強かったものですが、より広く障がい者の社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的なすべての障壁の除去という意味で用いられています。

施策番号	具体的施策	施 策 の 内 容	主な担当課
58 高齢者や障がい者の自立をすすめる環境の整備	②	<p>住宅及び公園の整備を含む高齢者や障がい者が自立しやすい、やさしい住まいづくり、まちづくりなど、社会基盤の整備を推進します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・歩道、車道の段差解消 ・公園内における園路の傾斜路については、勾配緩和や手すりの設置 ・公園内に妊婦や車椅子利用者等が使用できる多目的トイレの設置 ・未来の岩見沢を担う子ども達のために、地域ぐるみで世代間交流ができる公園整備の推進 ・施設利用者にわかりやすい案内サインの充実 ・バリアフリー化された公園のPR 	維持管理課 土木課
		<p>公営住宅の整備にあたっては、北海道ユニバーサルデザイン* 公営住宅整備指針により、子どもから高齢者まで安全に暮らせる住まいづくりに努めます。特に、入居する高齢者が介護を要する状況となることも、同居家族等による在宅介護により生活を継続することができるよう、日常的な介護に必要なスペースを確保するなど、利用者にやさしい住宅の整備を進めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住戸内での段差解消、玄関・トイレ・浴室等の手すりの設置 ・寝室・トイレ等、介護に支障のない広さの確保 	建築課
	④	高齢者が家庭や地域で安心して暮らせるよう、遠隔医療、見守り等、高齢者の安心・安全な暮らしを確保するため、ICTの利活用の取組みに向けた検証を進めます。	企業立地情報化推進室



*ユニバーサルデザイン

小さな子どもから成人、高齢者を含め誰にでも使いやすい設計のことです。

バリアフリーという概念が、世の中に障害（バリア）があることを前提とし、それを取り除くことを意味するのに対し、ユニバーサルデザインは、はじめから障害（バリア）を作らずに設計していくこうという概念です。

市民の皆さんも実践しましょう

市民・地域・企業の取組

- 高齢者の持つ知識や経験・技術を地域で活かしましょう。
- 年齢にとらわれることなく、他の世代とともに積極的に地域活動に参画しましょう。
- 高齢者を対象とした各種事業に進んで参加しましょう。
- 地域では高齢者や障がい者が孤立しないよう連携を図りましょう。

基本目標V

国際的協調

《基本課題1》

国際理解・国際交流・国際協力の推進

施 策
の
方 向

1 男女平等に関する国際理解の促進

2 国際交流・国際協力の推進

男女共同参画社会の形成は、国際社会における様々な取組みと密接な関係があり、国際婦人年（1975年）以降、世界共通の課題として国際的な流れの中で女性の地位向上に向けた取組みが展開されてきました。

第4回世界女性会議（1995年）で採択された「北京宣言及び行動綱領」では、すべての女性の地位向上にあたり「平等・開発・平和」の三つの目標を推進することが明確にされ、各国において男女共同参画に向けた取組みが進められてきました。

地域社会においては、世界の異なる文化や価値観を持つ国々への理解を深めながら、男女共同参画社会の実現に向け、市民レベルの国際交流・国際協力を推進します。

施策の方向 1 男女平等に関する国際理解の促進

男女共同参画をめぐる国際的な動きや実態について情報の収集と提供に努め、市民の理解を促進します。

施策番号	具体的施策	施 策 の 内 容	主な担当課
59	国際的な取組みについての情報の収集・提供	<p>① 男女共同参画をめぐる国際的な動きや諸外国の女性が置かれている現状、支援の実態などについて情報の収集・提供を行うとともに、学習機会の提供等により、市民の理解を促進します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画の国際的な動きの周知 	企画室

施策の方向 2 国際交流・国際協力の推進

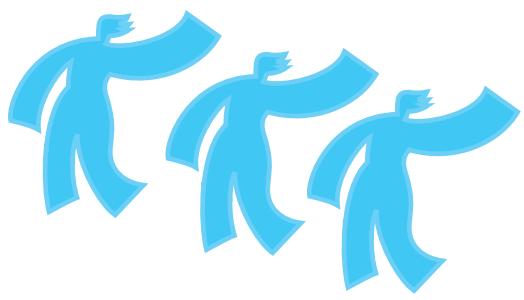
国際的な男女共同参画の流れや地球規模での平等・開発・平和を理解し、世界的視野に立った国際交流・国際協力を進めます。

施策番号	具体的施策	施 策 の 内 容	主な担当課
60	国際交流・国際協力の推進	<p>① 国際感覚に富み、視野の広い青少年を育成するため、市民レベルからの国際交流・国際協力を推進します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・姉妹都市との交流 ・CIR(国際交流員)の配置による保育園児との交流 ・子ども向けテレビ番組の作成 ・市民を対象にした英会話教室の開催 <p>② 国際的なボランティア活動に取り組んでいる市民団体やN P O等に関する情報の収集、在住外国人との交流を通じた市民の国際交流・国際協力など、多文化共生社会の実現に向けた活動を支援します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国際交流活動の紹介 ・在住外国人と市民との交流支援 	庶務課

市民の皆さんも実践しましょう

市民・地域・企業の取組

- 国際交流等の機会を利用し、外国への理解を深めましょう。
- 国際交流に積極的に参画しましょう。





実践プランの推進体制

1. プランの推進

市民と行政の協働で進める男女共同参画社会の実現

プランの推進にとって何よりも大切なことは、市民と行政のパートナーシップにより男女共同参画社会の実現に向けた取組みを推進することです。

推進体制

- ・男女共同参画に関する施策を着実に推進するため、「いわみざわ男女共同参画プラン推進市民会議」をはじめとする関係団体と行政とのパートナーシップにより推進します。
- ・市民意識の醸成を図るとともに、市民の多様な意見・提案を施策に反映させるため、市民関係団体、企業等との連携に努めます。
- ・市の関係部署との総合的な調整を行い、男女共同参画の視点を施策に反映させた効果的な推進に努めます。

推進管理

プランの推進については、各施策が効果的に実施されるよう定期的に進捗状況を把握して実績・効果などを評価するとともに、男女共同参画情報誌等により公表し、いわみざわ男女共同参画プラン推進市民会議や関係団体等をはじめとする市民の意見・提案を参考に、男女共同参画の視点に立った事業の実施に反映させます。

国・道など関係機関との連携

男女共同参画社会の実現に向けて、国や道、関係機関と連携・協力しながら、プランを推進します。

參考資料

男女共同参画社会基本法

平成11年 6月23日法律第 78号
改正 平成11年 7月16日法律第102号
同 11年12月22日同 第160号

目次

前文

第1章 総則（第1条—第12条）

第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策（第13条—第20条）

第3章 男女共同参画会議（第21条—第28条）

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下の平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かれ合い、性別にかかわりなく、その個性と能力を十分に發揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を21世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 1 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。
- 2 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第3条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第4条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第5条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第6条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第7条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第8条 国は、第3条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体責務)

第9条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第10条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するよう努めなければならない。

(法制上の措置等)

第11条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第12条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第13条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
- 二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めるなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。
- 5 前2項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第14条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
- 二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるよう努めなければならない。
- 4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第15条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第16条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第17条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第18条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第19条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第20条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第3章 男女共同参画会議

(設置)

第21条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第22条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 男女共同参画基本計画に関し、第13条第3項に規定する事項を処理すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- 三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- 四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第23条 会議は、議長及び議員24人以内をもって組織する。

(議長)

第24条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第25条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 内閣官房長官以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
- 二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者
- 2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の10分の5未満であつてはならない。
- 3 第1項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の10分の4未満であつてはならない。
- 4 第1項第二号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第26条 前条第1項第二号の議員の任期は、2年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第1項第二号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第27条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第28条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則（平成11年6月23日法律第78号）抄

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第2条 男女共同参画審議会設置法（平成9年法律第7号）は、廃止する。

附 則（平成11年7月16日法律第102号）抄

(施行期日)

第1条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律（平成11年法律第88号）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。（施行の日＝平成13年1月6日）

一 略

二 附則第10条第1項及び第5項、第14条第3項、第23条、第28条並びに第30条の規定 公布の日
(委員等の任期に関する経過措置)

第28条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者（任期の定めのない者を除く。）の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

一から十まで 略

十一 男女共同参画審議会

(別に定める経過措置)

第30条 第2条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則（平成11年12月22日法律第160号）抄

(施行期日)

第1条 この法律（第2条及び第3条を除く。）は、平成13年1月6日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(以下略)

男女共同参画行政関係年表

	世界	国	道	岩見沢市
1969年 (昭和44年)			■北海道婦人問題研究懇話会設置	
1975年 (昭和50年)	■国際婦人年世界会議開催(メキシコシティ)「世界行動計画」を採択	■「婦人問題企画推進本部」及び「婦人問題担当室」設置 ■「婦人問題企画推進会議」スタート		
1976年 (昭和51年)	■「国連婦人の十年」スタート	■民法の一部を改正する法律成立(離婚復氏制度)		
1977年 (昭和52年)		■「国内行動計画」策定 ■「国立婦人教育会館」開館		
1978年 (昭和53年)		■「婦人白書」発表	■「北海道婦人行動計画」策定 ■審議会等への女性委員の登用目標率を10%に設定	
1979年 (昭和54年)	■第34回国連総会「女子に対するあらゆる形態の差別撤廃条約」採択			
1980年 (昭和55年)	■「国連婦人の十年」中間年世界会議開催(コペンハーゲン)	■「民法及び家事審判法の一部を改正する法律」成立(配偶者の法定相続分引上げ)	■北海道婦人指導員の配置(14支庁)	
1981年 (昭和56年)	■「女子差別撤廃条約」発効		■北海道婦人行動計画推進協議会設立	
1983年 (昭和58年)				■婦人問題を学ぶ会発足(5月)
1984年 (昭和59年)	■国連婦人の十年エスカッブ地域政府間準備会議開催(東京)	■「国籍法及び戸籍法の一部を改正する法律」成立(父母両系主義)	■「北海道の婦人」発行 ■「北海道婦人行動計画後期推進方策」策定	
1985年 (昭和60年)	■「国連婦人の十年」世界会議開催(ナイロビ) ■「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」採択	■「男女雇用機会均等法」成立 ■「女子差別撤廃条約」批准	■北海道婦人問題研究懇話会を北海道女性会議に改称	
1986年 (昭和61年)		■「婦人問題企画推進有識者会議」設置 ■「男女雇用機会均等法」施行 ■国民年金法等の一部を改正する法律施行(女性の年金権の確立)		
1987年 (昭和62年)		■「西暦2000年に向けての新国内行動計画—男女共同参画型社会の形成を目指す」策定	■「北海道女性の自立プラン」策定 ■北海道婦人行動計画推進協議会が北海道女性の自立プラン推進協議会に改称	
1988年 (昭和63年)			■生活福祉部に青少年婦人室を設置 ■審議会等への女性委員の登用目標率を20%に改定	
1990年 (平成2年)	■ナイロビ将来戦略の実施に関する第1回見直しと評価に伴う勧告及び結論採択			
1991年 (平成3年)		■「西暦2000年に向けての新国内行動計画(第1次改訂)—男女共同参画型社会の形成を目指す」策定 ■「育児休業法」成立	■北海道立女性プラザ開設	■「婦人問題を学ぶ会」が「北海道女性の自立プラン岩見沢推進協議会」と改称(4月)
1992年 (平成4年)		■「育児休業法」施行 ■婦人問題担当大臣の任命		
1993年 (平成5年)	■国連総会「女性に対する暴力の撤廃に関する宣言」採択	■「パートタイム労働法」成立・施行 ■中学校での家庭科の男女必修実施	■北海道婦人指導員を北海道女性指導員に改称	

	世界	国	道	岩見沢市
1994年 (平成6年)	■国際家族年 ■「国際人口・開発会議」開催(カイロ)	■高等学校での家庭科の男女必修実施 ■総理府に「男女共同参画室」及び「男女共同参画審議会」を設置 ■男女共同参画推進本部設置		■北海道女性の自立プラン岩見沢推進協議会が岩見澤の女性史「あかだもの里」を発刊 ■婦人青少年課を女性青少年課へ改称(4月)
1995年 (平成7年)	■国連人権委員会「女性に対する暴力をなくす決議」採択 ■第4回世界女性会議開催(北京)「北京宣言及び行動綱領」採択	■「育児・介護休業法」成立・施行	■青少年女性室を女性室に改称 ■北海道女性会議を北海道男女共同参画懇話会に改称 ■「北海道男女共同参画推進本部」の設置	
1996年 (平成8年)		■「男女共同参画 2000 年プラン」策定		
1997年 (平成9年)		■男女共同参画審議会設置法施行 ■男女雇用機会均等法の改正(法の実効性を確保するための措置を強化)	■「北海道男女共同参画プラン」策定 ■北海道女性の自立プラン推進協議会が北海道男女共同参画プラン推進協議会に改称	■北海道女性の自立プラン岩見沢推進協議会が北海道男女共同参画プラン 岩見沢推進協議会に改称(8月)
1998年 (平成10年)		■男女共同参画審議会は「男女共同参画社会基本法—男女共同参画社会を形成するための基礎的条件づくり」答申	■審議会等への女性委員の登用目標率を30%に改定	
1999年 (平成11年)	■エスキヤップハイレベル政府間会議開催(バンコク)	■「男女共同参画社会基本法」公布、施行(6月23日)		■女性情報誌「いわみざわの女性」を創刊(3月)
2000年 (平成12年)	■国連特別総会「女性 2000 年会議」(ニューヨーク)開催	■「男女共同参画社会基本計画」策定	■女性に対する暴力に関する実態調査	
2001年 (平成13年)		■「男女共同参画会議」設置 ■内閣府男女共同参画局設置 ■「男女共同参画週間」開始 ■「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」成立(平成13年10月施行一部平成14年4月施行)	■「北海道男女平等参画推進条例」施行 ■女性室を男女平等参画推進室に改称 ■「北海道男女平等参画審議会」設置	
2002年 (平成14年)			■「北海道男女平等参画基本計画」策定	■「岩見沢市男女共同参画計画」策定(9月)
2003年 (平成15年)				■女性情報誌「いわみざわの女性」が、「いわみざわ男女共同参画マガジン」「ア・ライク」と改称し、創刊(3月) ■教育部局から市長部局へ所管が移行し、企画政策室に男女共同参画担当主幹を配置(4月) ■北海道男女共同参画プラン 岩見沢推進協議会が男女共同参画「いわみざわ」に改称(4月) ■「いわみざわ男女共同参画プラン推進市民会議」会員募集(8月)
2004年 (平成16年)		■「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」成立・施行		■企画政策室から住民自治対策室へ所管が移行(4月) ■「いわみざわ男女共同参画プラン推進市民会議」設立(7月)
2005年 (平成17年)		■「男女共同参画基本計画(第2次)」閣議決定(12月)		■住民自治対策室から住民自治・男女共同参画推進室へ改称(4月) ■「いわみざわ男女共同参画プラン推進市民会議」意見集約(7月)
2006年 (平成18年)			■男女平等参画推進室から、生活局参事に改称 ■北海道配偶者暴力防止及び被害者保護・支援に関する基本計画」策定	■岩見沢市男女共同参画実践プラン策定府内検討会設置(8月)
2007年 (平成19年)		■改正男女雇用機会均等法の施行(4月)		■「岩見沢市男女共同参画」を「いわみざわ男女共同参画実践プラン」と改称し、策定(3月) ■住民自治・男女共同参画推進室から企画室へ所管が移行(4月)

	世界	国	道	岩見沢市
2008年 (平成20年)		■「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部を改正する法律」施行(1月)		
2009年 (平成21年)		■「次世代育成支援対策推進法」改正の一部施行 ■女子差別撤廃委員会からの最終見解(8月) ■「育児・介護休業法」改正の一部施行(9月)		
2010年 (平成22年)		■「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」一部改正(6月) ■「育児・介護休業法」改正施行(6月) ■「男女共同参画基本計画(第3次)」閣議決定(12月)		
2012年 (平成24年)				■「第2次いわみざわ男女共同参画実践プラン」策定(4月)

第2次いわみざわ男女共同参画実践プラン
【発行】

岩見沢市企画財政部企画室

〒068-8686 岩見沢市鳩が丘1丁目1-1

TEL (0126)23-4111 FAX (0126) 23-9977

平成24年(2012年)4月